

小商工第124号  
令和4年8月1日

会員各位

小山町商工会  
企画委員会  
委員長 田代和美

## 令和4年度 賑わい創出事業の募集について

標記の件につきまして、商工会では前年度継続事業として、町内に賑わいを創出し商工業の活性化を図ることを目的とした事業に対し助成金の支援をします。

助成対象は、商工会員で組織した商店街等の団体及びグループが実施する事業が対象です。

つきましては、下記内容を確認の上、申請して頂きますようご案内致します。

なお、申請にあたりコロナ禍でございますので、事業実施の際は感染症対策を必須とします。

### 記

- 1 受付開始日 令和4年8月4日（木）午前9時
- 2 申 込 先 小山町商工会館
- 3 提出書類 ①賑わい創出事業助成交付申請書（様式第1号）  
②事業計画書（任意様式）  
※商工会窓口・小山町商工会ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

#### 4 助成金内容

項目	内容
対象事業	町内に賑わいを創出し商工業の活性化を図る事業 ※新型コロナウイルス感染症対策を実施すること。 ※継続して行う事業の場合は、新規の取組みを加えて実施すること。
対象者	会員で組織した団体及びグループ (商店街・業種組合・同業種、異業種のグループ・商工会支部等)
助成金額	助成対象経費合計の3分の2以内 上限50,000円とする(1,000円未満切り捨て) 1団体年1回限りとする。
助成対象経費	(1) 広報費(チラシ・ポスター等作成費等) (2) 借損料(機器・設備等のリース料、レンタル料) (3) 消耗品費(事務用品等) (4) 委託費(申請者が実行できない業務の第三者への委託費) (5) その他審査会で認めた費用
事業期間・助成金の請求	助成対象事業の完了後、30日後又は令和5年2月20日のどちらか早い日までに、請求書(様式第2号)、事業報告書、支払いが確認出来るものを商工会に提出できる事業とする。
募集件数	予算額に達した時点で終了
交付の確定及び支給	商工会は、請求があったときは、内容を速やかに審査した上で、その適否及び助成金額を確定し、支給します。

事業の詳細、ご不明点等につきましては、商工会（電話 76-1100）担当安藤までお問合せください。